

函 教 学  
平成 28 年 7 月 13 日

函館市学校教育審議会 様

函館市教育委員会

平成 28 年度 質問事項について

のことについて、下記事項を質問いたします。

記

- 「函館市立小・中学校再編計画」に基づく、再編対象校の通学区域の設定  
および変更等について

## 「函館市立小・中学校再編計画」に基づく、再編対象校の通学区域の設定および変更等について

### 1 市立小・中学校再編の進捗状況と取り巻く環境について

函館市立小・中学校再編計画（以下「再編計画」という。）では、平成21年3月に策定した「函館市立小・中学校の配置についての基本指針」に基づき、将来的な学校規模の状況を見据え、基本指針で編成した再編グループの中から、具体的に再編の検討を行うグループを定め、学校規模の状況やこれまでの統廃合の経過、学校施設の老朽化などを勘案しながら、統廃合や統廃合に伴う通学区域の変更について、必要性の高いグループから順次検討を進めることとしている。

函館市教育委員会では、再編計画に基づき、これまで、第1期においては第2グループの中学校、第2期においては第1グループの中学校の再編を決定し、第2グループの小学校の再編および南茅部地区の尾札部中・臼尻中の統合について貴審議会から答申を平成28年7月にいただきなど、再編を進めているところである。

平成23年度に再編計画を策定してから、本年で4年経過したところであるが、この間、児童・生徒数の減少は著しく、今後においても引き続き減少傾向が見込まれる状況にある。このため、再編後の学校の望ましい学校規模の確保を図るために、早急に再編を進めていく必要が生じている。

こうしたことから、函館市教育委員会では、以下の考え方により、今後の再編を一括して進めることとしたものである。

#### 【学校再編の考え方】

##### 1 望ましい学校規模を確保する。

小学校 12～18学級 中学校 9～18学級

\*ただし、地域の実態や特別な事情のある場合は、この限りではない。

##### 2 学校配置の基本指針を踏まえる。

- ・再編グループ内での検討
- ・地域性への配慮
- ・通学区域の調整
- ・スクールバス導入の検討

##### 3 学校施設の規模や状況を考慮する。

## **2 再編対象校の組合せおよび統合後の学校数（案）について**

「学校再編の考え方」に基づき、今後予定されている再編について、別表のとおり進めることとした。

## **3 今回の諮問について**

今回の諮問については、

- (1) 児童・生徒数の減少が著しく、望ましい学校規模の確保が急がれること。
- (2) 今後の再編については、対象校がこれまでより多いうえに、広域にわたることから、審議に時間を要すること。
- (3) 統合準備に時間を要すること。

などの理由により、早急に再編を進めていく必要があることから、函館市教育委員会として、別表の「再編対象校の組合せおよび統合後の学校数（案）」を提示し、一括して通学区域の設定・変更等について審議いただくこととしたものである。

## 再編対象校の組合せおよび統合後の学校数(案)

再編計画	グループ	再編前	→	再編後	学校数
第3期	第5 (中)	戸倉中, 旭岡中, 亀尾中	→	3校→1校	中:5校→3校
		深堀中, 湯川中	→	(現状維持)	
	第1 (小)	弥生小, 青柳小	→	2校→1校	小:3校→2校
		あさひ小	→	(現状維持)	
第4期	第3 (小)	赤川小, 神山小	→	2校→1校	小:8校→7校
		桔梗小, 中の沢小, 北昭和 小, 昭和小, 中央小, 北美原小	→	(現状維持)	
	第5 (小)	上湯川小, 旭岡小, 亀尾小	→	3校→1校	小:9校→6校
		深堀小, 南本通小	→	2校→1校	
		駒場小, 日吉が丘小, 湯川小, 高丘小	→	(現状維持)	
隨時	第6 (小中)	(亀尾小中)	→	第5グループへ	小:3校→2校 中:2校→2校
		東小, 石崎小	→	2校→1校	
		鰐川小中, 錢亀沢中	→	(現状維持)	
	第7 (小中)	戸井西小, 日新小, 潮光中, 日新中	→	義務教育学校	小:7校→3校 中:4校→2校 ※中2校のうち1校 は義務教育学校
		磨光小, 大船小, 真尻小	→	3校→1校	
		恵山中, 櫻法華中	→	2校→1校	
		えさん小, 櫻法華小	→	(現状維持)	
再編を 予定して いない グループ	第3 (中)	赤川中, 桔梗中, 亀田中	→	(現状維持)	中:3校→3校
	第4 (小)	北日吉小, 鍛神小, 東山小, 本通小	→	(現状維持)	小:4校→4校
	第4 (中)	本通中, 北中	→	(現状維持)	中:2校→2校

合計	小学校	34校	小学校	24校
	中学校	16校	中学校	11校
		→	義務教育学校	1校
	計	50校	計	36校

※ 義務教育学校:学校教育法の改正により、H28年度から小中一貫教育を行う新たな学校の種類の制度化の導入

## 学校教育審議会答申までの基本的な流れ

- 1 審議会総会
  - ・教育委員会から諮問
  - ・諮問事項について全体審議
  - ・専門的に調査・審議するための機関である小委員会の設置

### 2 小委員会

会長の指名する10名以内の委員をもって組織する。



- ① 資料による検討
- ② 現地調査（通学区域、学校施設等の見学）
- ③ 意見聴取会（保護者、地域、学校関係者の代表者を対象として開催）
- ④ 答申案の作成



### 3 審議会総会 答申案を総会で諮り、決定をする

(参考)

答申後の流れ（教育委員会）

- 1 保護者説明会
- 2 統合方針の決定
- 3 統合準備委員会の設置（2年間）
- 4 統合校の開校